

令和5年度 幼稚園・保育所等 入所(園)の手引き



も く じ

1. 施設選びのフローチャート	1
2. 教育・保育施設の種類	2
3. 保育の必要性の認定	2
4. 教育・保育給付認定申請・入所申込みから利用決定までの流れ	5
5. 申込みにあたっての注意事項	8
6. 必要書類のチェックリスト	10
7. 教育・保育給付認定の変更手続き	14
8. 育児休業に伴う入所の取り扱い	16
9. 申込書の記入例	17
10. 入所調整	21
11. 保育料(利用者負担額)	23
12. 一時保育及び一時預かり事業について	26
13. 病児・病後児保育について	27
14. よくあるご質問	28
15. 利用施設一覧	33
16. 保育所等施設位置図	35

令和4年11月

— 新居浜市 —

問い合わせ先
新居浜市福祉部こども局こども保育課
電話 0897-65-1582 (直通)

この手引きは、保育施設の利用申込み手続きや必要な書類について掲載しています。

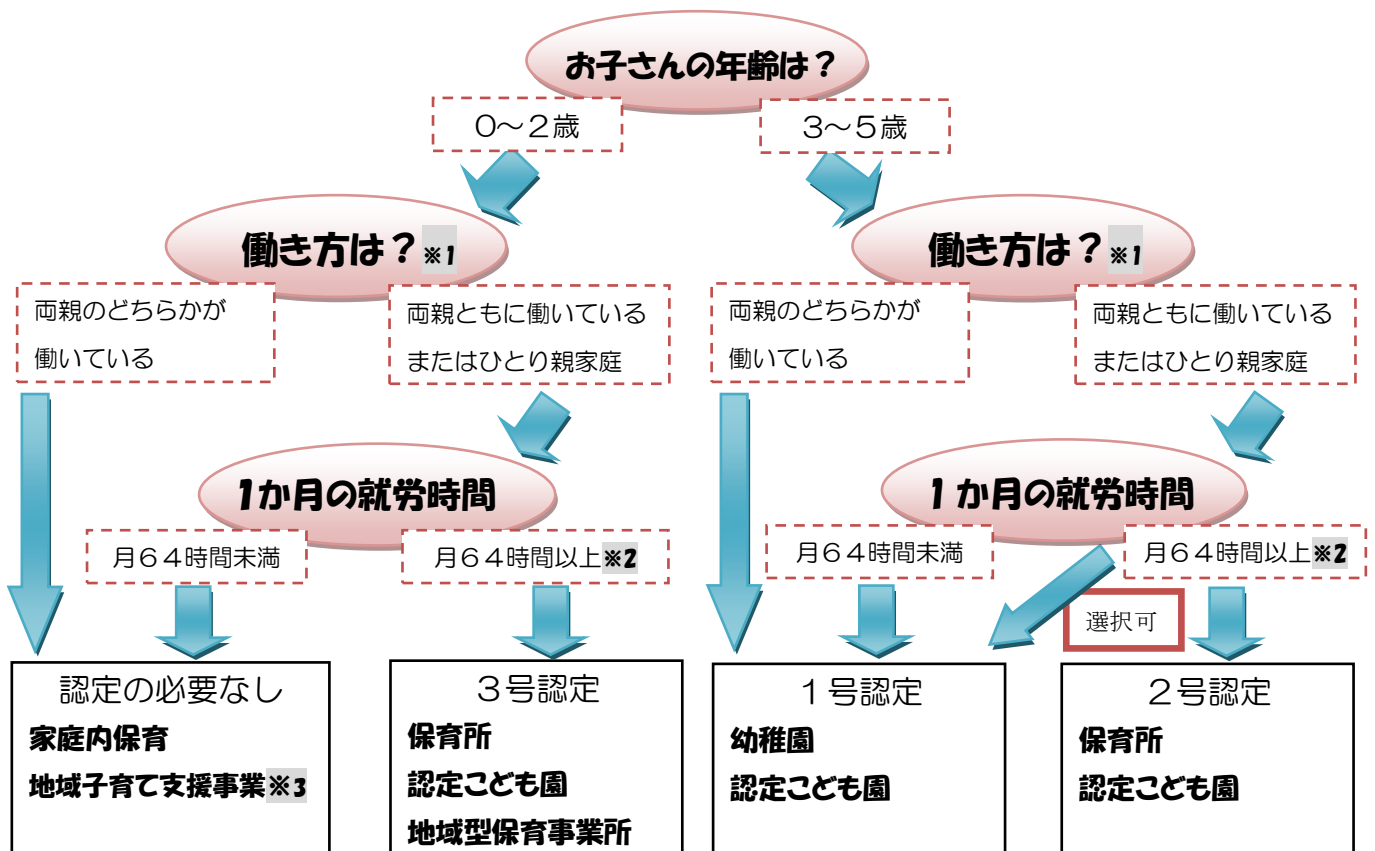
利用を希望される方は、よくお読みになりお申込みください。

また、記載内容につきましては、令和4年11月現在での情報となります。見直し検討中の項目もあるため、内容が決まり次第、市ホームページで改めてお知らせします。

1. 施設選びのフローチャート

新居浜市では、お子さんをお預かりする施設等について、次のとおり選ぶことができます。

下の図を参考にして、ライフスタイルにあった施設等を選択してください。



※1 就労以外にも、妊娠・出産、保護者の疾病・障がいまたは長期入院している親族の介護・看護など「保育を必要とする事由」に該当する場合、2・3号認定を受けることができます。

※2 2・3号認定を受けるための1か月の就労時間については、月64時間（1日4時間以上の条件を満たすことが必須となります。）の就労が下限となります。

※3 地域子育て支援事業：一時保育及び一時預かり事業（26ページ参照）や地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）などがあります。

2. 教育・保育施設の種類

新居浜市内には、以下の教育・保育施設があります。※施設一覧は33ページ～34ページ参照。

施設区分	内 容
幼稚園	3～5歳のお子さんを対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
保育所	保護者が仕事や病気などの理由により、家庭内で、お子さんの保育ができない場合に、保護者に代わって保育を提供する保育施設です。
認定こども園	0～5歳のお子さんを対象に、保育所と幼稚園の両方の利点を生かし、就学前の教育・保育を一体的に提供する施設です。
地域型保育事業所	少人数でお預かりし、家庭的にきめ細やかな保育を行います。 0～2歳のお子さんが対象となります。

3. 保育の必要性の認定

保育所・認定こども園・地域型保育事業所を利用するためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※新居浜市では教育・保育施設利用の申込み手続きと教育・保育給付認定申請を兼ねて行います。

※「保育の必要性の認定」は、保育の必要性の有無を判定するものであり、実際の施設利用（入所）の可否を決定するものではありません。

(1) 認定の内容

「保育の必要性の認定」は、保護者からの教育・保育給付認定申請に基づき、市が認定を行います。認定区分は下表の3つであり、保育施設を利用できるのは2・3号認定となります。

認定区分	対象となるケース	利用できる主な施設等
1号認定	3～5歳の就学前の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳で、保護者の就労や疾病等により保育所等で保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	0～2歳で、保護者の就労や疾病等により保育所等で保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業所

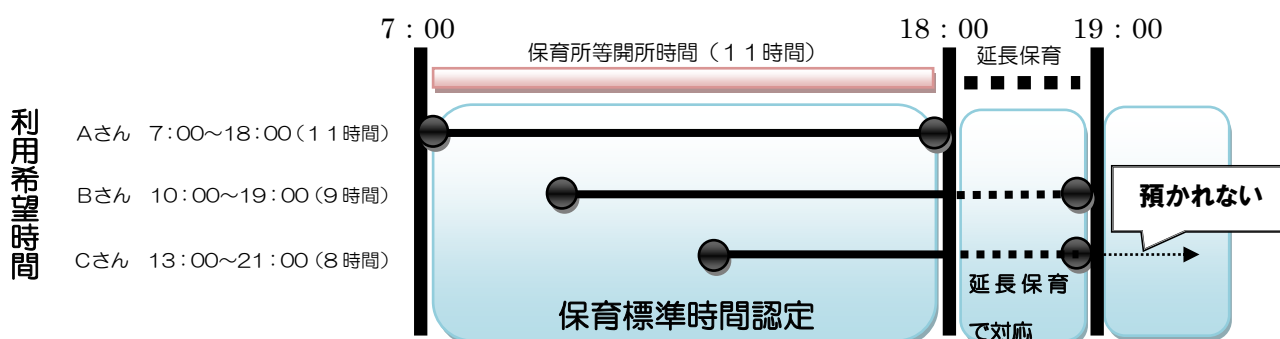
2号・3号認定を受けた場合の保育の必要量

- 保育標準時間・・・1日最大11時間の中で必要となる時間利用可能
- 保育短時間・・・1日最大8時間の中で必要となる時間利用可能
- ※原則、**月120時間以上の就労は保育標準時間、月64時間以上で月120時間未満の就労は保育短時間となります。(通勤時間も含まず。)**

利用時間のイメージ

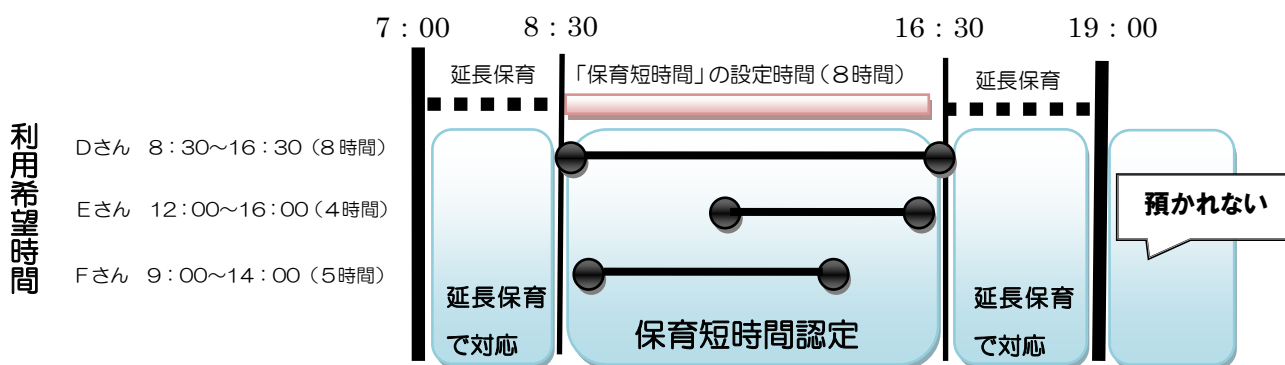
●保育標準時間利用のケース

※留意事項 利用可能時間は、保育所が通常開所している時間内の範囲での利用となります。



●保育短時間利用のケース

※留意事項 利用可能時間は、保育所が定める「保育短時間」の設定時間内での利用となります。



※この図での開所時間は、私立保育所の利用における一般的な例です。

※保育短時間の設定時間は「午前8時30分から午後4時30分」の8時間で市内の全保育所統一です。

※保育短時間の延長保育利用については、市内統一で別途200円/30分の延長保育料が必要です。

※勤務時間(通勤時間含む)が保育短時間認定の設定時間(8時30分~16時30分)にかかることで、常に延長保育料が必要となることを考慮し、120時間/月を満たしていても就労開始時刻が9時よりも早いまたは終業時刻が16時を超える就労が常態化しているケース(通勤時間含む)については、保育標準時間認定にすることとしています。

※保育標準時間の延長保育利用については、実施施設で別途料金を定めています。

(2) 保育を必要とする事由

2・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

区分	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月64時間以上(1日4時間以上)の就労	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間または保育短時間
2	妊娠・出産	出産予定月の前後各2か月(出産2か月後の月末まで)	保育標準時間
3	保護者の疾病、障がい	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
4	親族の介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間または保育短時間
5	災害復旧にあたっている場合	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間
6	求職活動	3か月限度	保育短時間
7	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間または保育短時間
8	虐待やDVのおそれがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
9	育児休業取得の際に、すでに保育所利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合	育児休業期間	保育短時間
10	その他上記1～9に類すると市が認めた場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間または保育短時間

(3) 教育・保育給付認定の手続き

「保育の必要性の認定」の手続きは、保育施設利用申込みと同一の様式とします。

◎提出書類

- 教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書
- 必要書類(10ページ～13ページ参照)

◎提出場所

第一希望の施設 **※申込書は第一希望の施設にのみ提出してください。複数施設に提出された場合は失格となり入所できません。**

(4) 支給認定証の交付

- 保護者からの申請を受け付けた後、市は「支給認定証」を発行します。
- 支給認定証は申請を受け付けてから30日以内に発行することとなっていますが、令和5年4月入所分については、保育所入所事務を12月～2月に集中して行いますことから、令和5年2月下旬に入所承諾書とあわせて発送しますのでご了承ください。
- 支給認定証は、保育所等の施設を利用する際に必要な書類となりますので、大切に保管してください。**

4. 教育・保育給付認定申請・入所申込みから利用決定までの流れ

(1)-1 新規入所(4月1日)

教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書提出(記入方法については、17ページ~18ページ参照)

- 受付期間：令和4年11月28日(月)から令和4年12月9日(金)まで ※土・日を除きます。
- 提出先：第1希望の施設(各施設の詳細は33ページ~34ページ参照)
※教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書の提出は子ども1人につき1枚です。
※申込書は第1希望の施設にのみ提出してください。複数施設に提出された場合は失格となり入所できません。

保育の必要性の認定

- 認定：子どもの年齢、保育を必要とする事由や就労等の時間に応じて認定を行い、施設の利用時間等を決定します。
- 優先度の判断(採点)
採点方法：採点基準表(22ページ参照)をもとに点数化し、優先度の高さを決定します。

入所調整(入所調整については、21ページ~22ページ参照)

- 調整方法：採点結果により点数の高い方から入所を決定します。
※提出の先着順ではありません。

入所できる

支給認定証・利用施設の入所承諾書の
発送(2月下旬)

入所できない

入所承諾保留通知の発送(2月下旬)

再入所調整結果の連絡(3月中旬)

4月入所できない場合は、5月以降も毎月入所調整を行い、入所(園)可能となった月に連絡します。

施設利用(入所)(4月)

- 保育所
入所後、保育料^(※)をお知らせします。(4月中旬)
- 認定こども園・地域型保育事業所
入所後、保育料^(※)を利用施設からお知らせすることとなり、納入先についても利用施設となります。

※3歳児~5歳児の副食費は別途お知らせします。

(1)-2 新規入所(年度途中(5月1日以降))

※入所(園)日は毎月1日のみです。月途中からの入所(園)はできません。

※12月1日までに入所(園)できない場合は在園児扱いにならないので、次年度4月1日新規入所の申込みが必要になります。(申込み方法については、5ページ参照)

※保育施設の受入可能児童数については、こども保育課までお問い合わせいただくか、市ホームページ(<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/128/>)で公表しておりますので、ご確認ください。

教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書提出(記入方法については、17ページ~18ページ参照)

- 受付期間：入所(園)希望月の前月10日まで ※土、日、祝日を除きます。
(10日が土曜、祝日の場合はその前日まで、日曜の場合はその前々日まで)
- 提出先：入所(園)を希望する施設(各施設の詳細は33ページ~34ページ参照)
※教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書の提出は子ども1人につき1枚です。
※申込書は第1希望の施設にのみ提出してください。複数施設に提出された場合は失格となり入所できません。

保育の必要性の認定(入所(園)を希望する前月10日)

- 認定：子どもの年齢、保育を必要とする事由や就労等の時間に応じて認定を行い、施設の利用時間等を決定します。
- 優先度の判断(採点)
採点方法：採点基準表(22ページ参照)をもとに点数化し、優先度の高さを決定します。

入所調整(入所調整については、21ページ~22ページ参照)

調整方法：採点結果により点数の高い方から入所を決定します。※提出の先着順ではありません。

入所できる

支給認定証・利用施設の入所承諾書の発送
(入所(園)希望月の前月20日頃)

入所できない

入所承諾保留通知の発送
(入所(園)希望月の前月20日頃)
入所できない場合の通知は、申込初月のみで、その後は毎月入所調整を行い、入所(園)可能となった月に連絡します。

施設利用(入所)(入所(園)希望月の初日)

※3歳児~5歳児の副食費は別途おしらせします。

- 保育所
入所後、保育料(※)をお知らせします。(入所(園)希望月の中旬)
- 認定こども園・地域型保育事業所
入所後、保育料(※)を利用施設からお知らせすることとなり、納入先についても利用施設となります。

(2) 継続利用の流れ※在園児(12月1日までに入所(園)している児童)向け

入所児童家庭現況届提出（記入方法については、19ページ～20ページ参照）

- 受付期間：令和4年12月12日(月)から令和4年12月28日(水)まで
※土、日、祝日を除きます。
- 提出先：継続利用を希望する各施設

現況確認(1月～2月)

- 現在入所中の園に引き続き在園することを基本とします。
- 認定確認：提出された添付書類等をもとに、認定の確認を行います。認定変更が必要な場合は、教育・保育給付認定変更申請等の手続きが必要^(※1)となります。

施設利用(継続利用)(4月)

※2 3歳児～5歳児の副食費は別途おしらせします。

- 保育所
市から、保育料^(※2)をお知らせします。(4月中旬)
- 認定こども園・地域型保育事業所
利用施設から、保育料^(※2)をお知らせします。

※1 教育・保育給付認定内容に変更がある場合

必ず現況届提出の際に、利用している施設に申し出ていただき、教育・保育給付認定変更申請の手続きを行ってください。また、現況届提出後に変更が生じた場合についても同様です。

(詳しくは14ページ～15ページ参照)



5. 申込みにあたっての注意事項

(1) 令和5年度入所の保育施設におけるクラス別年齢表

クラス 年齢	生 年 月 日	入所期限	
		保育所	乳児園 地域型保育事業所
0歳児	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日	令和12年3月31日	令和9年3月31日
	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	令和11年3月31日	令和8年3月31日
1歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	令和10年3月31日	令和7年3月31日
2歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日	令和 9年3月31日	令和6年3月31日
3歳児	平成31年4月2日～令和 2年4月1日	令和 8年3月31日	
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和 7年3月31日	
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	令和 6年3月31日	

(2) 入所を希望する児童が生まれていない場合

令和5年1月末まで（みどり園保育所は令和4年12月末まで、泉幼稚園は令和4年9月末までに
出産）に出産予定の方で、4月1日から保育所等の利用を希望する場合も、申込みを受け付けします。
母子健康手帳のコピー（保護者名及び出産予定日がわかるページ）が必要です。

※入所日(令和5年4月1日)時点で生後2か月(みどり園保育所は生後3か月、泉幼稚園は生後6か月)
を経過しない場合入所はできません。(申込みが無効になります。)

出産後は速やかにこども保育課まで連絡し、申込児童氏名の届出などを行ってください。

なお、申込み期間は他の4月1日入所の受付期間と同じです。

(3) 育児休業から復職する場合

育児休業から復職する場合、令和5年5月8日(月)までに復職する方が対象です。就労証明書に、勤
務先で復職年月日及び休業期間等について証明を受けてください。

復職年月日がそれ以降となる方は、令和5年4月1日の入所申込みの対象とはなりませんので、途
中入所での申込みとなります。(6ページ参照)

(4) 入所申込み時点で、令和5年3月31日までに保育を必要とする事由が変更となる 予定がある場合

教育・保育給付認定及び入所調整の採点については、令和5年4月1日時点での保育を必要とする
事由に基づいて行いますので、申込み時点から令和5年3月31日までに退職が決まっているなど保
育を必要とする事由が変更となる予定がある場合については、令和5年4月1日現在の保育の必要性
に応じた書類の提出が必要となります。

例) 令和5年3月31日にA株式会社を退職予定で、令和5年4月1日からの仕事先が決まっていな
い場合

→求職活動を「保育を必要とする事由」として入所申込みを行う。求職申立書を提出。

例) 令和5年2月末にB有限会社を退職予定で、令和5年4月1日はC株式会社で勤務することが決まっている場合

→C株式会社での勤務を「保育を必要とする事由」として入所申込みを行う。就労証明書（C株式会社で作成分）を提出。

(5) 入所受付期間（令和4年11月28日(月)から令和4年12月9日(金)まで）後に申込みする場合

受付はできますが、入所調整は入所受付期間内に申込みを行った方が優先となります。

(6) 妊娠・出産を事由として申し込む場合

妊娠・出産で保育施設を利用する場合、出産予定日の属する月の前後各2か月（出産2か月後の月末まで）が入所期間となります。

(7) 求職活動を事由として申し込む場合

求職活動を事由として保育施設を利用する場合、入所後3か月以内に就労先を決定し、就労証明書を提出してください。就労が確認できない場合は継続利用ができません。

また、既に在園している子どもがいて、兄弟姉妹を新園児として入所申込みをする場合は、在園中の子どもの認定期間内に就労証明書の提出がなければ、入所申込みは無効となります。

(8) 新居浜市に転入予定の方で令和5年4月1日から保育所等の利用を希望される場合

新居浜市へ転入される予定の方は、入所を希望する施設で申込みを行ってください。

4月1日付けまでの新居浜市への転入が確認できない場合は、入所申込みが無効となりますので、必ず転入の手続きを済ませてください。

(9) その他注意事項

●申込受付期間後（令和4年12月10日以降）の希望の保育施設の変更はできません。

●現在保育施設を利用している方で、転園を希望される場合は新規の申込みと同様の取扱いになりますので、令和4年11月28日(月)から令和4年12月9日(金)の期間中に申込みを行ってください。ただし、第1希望の保育所に入所できない場合に元の保育所への入所を希望された場合でも、入所調整（採点による優先順位）によって決定することになりますので、現時点で利用している施設は3月末で退所となります。

●現在、育児休業中で実施継続申し立てにより入所している児童の転園は、認められません。

（2歳児で卒園されることに伴った転園の場合は、この限りではありません。）

●入所申込みを行った後、申込みを取り下げる場合は速やかに各施設、もしくはこども保育課まで連絡してください。

●12月の申込み時点と家庭状況が変わった場合(就労先が内定した、退職した、保育を必要とする事由が変更になったなど)は、確認できる書類を12月末日までにご提出ください。(期限以降に提出されても採点に反映はできません。)

●提出された書類内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定及び入所決定の取り消しを行う場合もあります。

●各施設の事情により、例外的に特定年齢の受入枠がない場合があります。

6. 必要書類のチェックリスト

(1) 必須書類（教育・保育給付認定、入所調整の際に使用）

状 況		書 類 名	父	母
就 労	会社員・公務員・パート	就労証明書（産休・育休明け復職予定の場合は、産休・育休取得期間及び復職年月日を明記すること。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業（法人化されている場合）	就労証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業（法人化されていない場合）	自営業主 就労証明書 確定申告書または市県民税申告書のコピー（令和3年分の申告書） ・開業して1年が経過していない場合で確定申告等をしていない場合は、開業届出書や営業許可書等のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自営業主以外 就労証明書 （お勤め）源泉徴収票のコピー※ （家族従業者等）確定申告書（事業専従者の内訳がわかるもの）のコピー※ ・就労予定の場合は、自営業主の添付書類参照 ※就労証明書を記載した事業所が発行する源泉徴収票等のコピーを添付して下さい。 ※上記書類が提出できない場合は、市県民税の申告をしその控えを添付して下さい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	農業・漁業	就労証明書、耕作・水揚証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	内職	①就労証明書、②タイムスケジュール、③支払明細書等稼働していることがわかるもののコピー（3か月分） （①～③全て必要）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産		母子健康手帳のコピー（保護者名及び出産予定日がわかるページ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾病・障がい	病気である （家庭内保育が困難である旨記載のもの） （申込日時時点で作成後6か月以内のもの）	病院等の診断書のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	障がいがある	身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、療育手帳のコピー または病院等の診断書のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病人等の看護・介護をしている		介護（看護）申立書（タイムスケジュールを記入）、介護・看護状況がわかる書類のコピー（病院等の診断書、介護保険の被保険者証、障害者手帳、ケアプラン等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
被災し復旧にあっている		罹災証明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動(起業準備含む)		求職申立書(入所後3か月以内に就労証明書等が提出されない場合退所となります)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学(職業訓練を含む)		①就学申立書、②在学証明書、③カリキュラム等がわかるもの （無い場合はタイムスケジュールを記入） （①～③全て必要）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待・DV		保護命令書(接近禁止命令、退去命令)のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 家庭状況に応じて必要な書類（入所調整の際に使用）

※下表の3・4・5については継続利用の場合、提出する必要はありません。

状 況	書 類 名	確認
1. ひとり親家庭	※下記のいずれかのコピーを提出してください。	
a. 児童扶養手当を受けている	児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>
b. ひとり親家庭医療を受けている	ひとり親家庭医療費受給者証	<input type="checkbox"/>
c. 離婚を前提とした別居の場合 (住民票の異動が必須です。)	離婚調停中であることがわかるもの(裁判所発行)	<input type="checkbox"/>
d. a～cのいずれもない場合	戸籍謄本(離婚の記載があるもの) ※住民票の異動が必須です。	<input type="checkbox"/>
2. 家族に障がいのある方がいる家庭	※下記のいずれかのコピーを提出してください。	
特別児童扶養手当を受けている	特別児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>
障がいの手帳を受けている方がいる	身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、療育手帳	<input type="checkbox"/>
障害基礎年金を受けている方がいる	年金証書	<input type="checkbox"/>
3. 生計中心者が失業している家庭	退職事由が確認できる書類(雇用保険受給資格者証等)	<input type="checkbox"/>
4. 認可外保育施設を利用している家庭 (2か月以上かつ16日/月以上かつ 4時間/日以上利用している場合)	認可外保育施設等受託証明書	<input type="checkbox"/>
5. 同居する65歳未満の祖父母が いる場合	祖父母の就労証明書、診断書等、「保育を必要とする 事由」が確認できる書類 ※祖父母のいずれかが、「保育を必要とする事由」に 該当しない場合は提出不要ですが、入所調整におい て減点の対象となります。	<input type="checkbox"/>
6. 未就学児の兄弟姉妹が保育所等*に 入所しない家庭 ※保育所等：幼稚園、保育所、認定こど も園、地域型保育事業所	兄弟姉妹が保育所等に入所しない申立書	<input type="checkbox"/>
7. 同居家族以外で、保護者と生計を一 にしている家族がいる家庭	同居家族以外の特定被監護者申立書	<input type="checkbox"/>

(3) 保育料決定に必要な書類

※該当する場合のみ提出が必要です。

状 況	書 類 名	確認
1. 新居浜市に転入してきた家庭	市民税決定通知書の写しまたは所得課税証明書 ・令和5年4月～8月入所：令和4年度分 （令和4年1月1日の住民票が新居浜市外） ・令和5年9月～令和6年3月入所：令和5年度分 （令和5年1月1日の住民票が新居浜市外） <u>※継続利用の場合、提出する必要はありません。</u>	□
2. 祖父母と同居している家庭（税額合算適用の判断が必要となります。）	<u>父母の直近3か月の収入状況がわかるもの（給与明細等）を提出してください。</u>	□
3. 海外勤務をされている家庭	<u>勤務先からの給与の支払い証明など、海外での収入がわかる書類を提出してください。（外国語で記載されている場合は和訳文の添付をお願いします。）</u>	□

※未申告等で市民税の課税状況が把握できない場合、申告をお願いすることがあります。

(4) マイナンバー（個人番号）確認に必要な書類（※申請者（保護者）のみ）

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、教育・保育給付認定に係る手続きの際、マイナンバーの記載が必要になります。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力をお願いします。


また、マイナンバーを記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

そのため、教育・保育給付認定申請を行う際には、教育・保育給付認定申請書に必要な書類（12ページ～13ページ参照）を添えて提出してください。

状 況	書 類 名	確認
1. マイナンバーカードがある場合	マイナンバーカードの両面コピー <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 【表面】 【裏面】 </div>	□

※マイナンバーカードのコピーがあれば、番号確認と身元確認を1枚で行うことができます。

次ページにつづく⇒

状 況	書 類 名	確認
2. マイナンバーカードがない場合	※下記（番号及び身元確認）の書類を提出してください。	
◆番号確認書類 ①～③のいずれか1点	①申請者（保護者）のマイナンバー通知カードのコピー  【表面】 【裏面】 ②マイナンバー記載の住民票のコピー ③マイナンバー記載の住民票記載事項証明書のコピー	□
◆身元確認書類	A 書類 1点 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付のもの）、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等の官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもののコピー（i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの）	□
	B 書類 2点 公的医療保険の被保険者証（被保険者等記号・番号等にマスクングをすること）、介護保険の被保険者証、年金手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真無のもの）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類のコピー（i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの）	□

《提出書類セット具体例》

	番号確認書類（全てコピー）	身元確認書類（全てコピー）		
1	マイナンバーカード（表裏）		OK	
2	マイナンバー通知カード	運転免許証	OK	
3	マイナンバー通知カード	公的医療保険の被保険者証	児童扶養手当証書	OK
4	マイナンバー記載の住民票	運転免許証		OK
5	マイナンバー記載の住民票	介護保険の被保険者証	官公署発行書類（課税証明等）	OK

7. 教育・保育給付認定の変更手続き

教育・保育給付認定の内容が変更となる場合は、入所（園）されている施設に変更理由に応じた書類を提出してください。

- ◆認定内容の変更は、原則、教育・保育給付認定変更申請書の提出日の翌月1日から（1日の場合は当月から）となりますので、認定内容が変わる場合は、速やかに手続きを行ってください。
ただし、月の途中で育児休業から復職する場合や就職先が内定した場合などで、その月の初日から認定内容の変更を希望される場合は、その前月までに手続きをすることで認定内容を変更できます。

例) 求職活動（短時間認定）から5月途中で内定を含む就労（標準時間認定となる場合）を開始する場合

- 5月中に変更申請をした場合
 - 6月から標準時間認定となります。なお、5月中は短時間認定となりますので、8：30～16：30までの短時間認定の設定時間外の利用は、別途「延長保育料」が必要です。
- 4月中に変更申請をした場合
 - 5月から標準時間認定となります。

◆支給認定証を紛失された場合は、入所（園）されている施設に速やかに「支給認定証再交付申請書」を提出してください。

◆3号認定（3歳未満）のお子さんについては、教育・保育給付認定期間が誕生日の前々日までとなっています。保護者の方が変更申請手続きをする必要はありませんが、変更前（3号認定）の支給認定証を入所（園）されている施設に提出してください。

3歳に達した際には、市において2号認定に切り替えたくうえで新しい支給認定証を作成し、誕生日の属する月に園を通じてお渡します。

ただし、これ以外の変更事由が生じた場合には、変更手続きを行ってください。

■家庭状況の変更

必ず支給認定証と下記の書類を提出してください。

変更内容		提出書類
住所変更	市内転居	教育・保育給付認定変更申請書
	市外転出	退園届
氏名変更		教育・保育給付認定変更申請書
保護者変更	離婚（調停）による別居	教育・保育給付認定変更申請書、入所児童家庭現況届
	婚姻	教育・保育給付認定変更申請書、婚姻した相手の保育が必要な書類（就労証明書等）、入所児童家庭現況届
保育必要量（標準時間・短時間）の変更 例) 求職活動（短時間）⇒就労（標準時間）		教育・保育給付認定変更申請書、変更内容が確認できる書類（就労証明書等）

■保育を必要とする事由の変更

必ず教育・保育給付認定変更申請書及び支給認定証と下記の書類（添付書類は 10 ページ参照）を提出してください。

変更内容		提出書類	
事由	勤務先 変更	就職	就労証明書
		自営業を開業 （法人化されている場合）	就労証明書
		自営業を開業 （法人化されていない場合）	就労証明書 開業届出書または営業許可証等のコピー
		育児休業明けの職場復帰	就労証明書（復職年月日が確認できるもの）
	求職活動		求職申立書
	妊娠・出産		母子健康手帳のコピー（保護者名及び出産予定日がわかるページ）
	育児休業の取得または延長		保育の実施継続申立書、就労証明書（育児休業期間が確認できるもの）
	疾病・ 障がい	病気になった	病院等の診断書のコピー
		障害者手帳が交付された	障害者手帳等のコピー
	介護・看護		介護（看護）申立書（タイムスケジュールを記入）、介護・看護状況がわかる書類のコピー（病院等の診断書、介護保険の被保険者証、障害者手帳、ケアプラン等）
就学（職業訓練を含む）		就学申立書、在学証明書、カリキュラム等がわかるもの	
虐待・DV		保護命令書（接近禁止命令、退去命令）のコピー等	

■認定区分の変更

必ず教育・保育給付認定変更申請書及び支給認定証と下記の書類を提出してください。

変更内容	提出書類
1号認定から2号認定への変更	教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書、「保育を必要とする事由」の変更に応じた必要書類
2号認定から1号認定への変更	教育・保育給付認定申請書（1号認定用）

※認定内容の変更により、保育料が変更となる場合があります。（原則、教育・保育給付認定変更申請書提出日の翌月1日から（1日の場合は当月から）新しい保育料が適用されます。）

※その他にもケースに応じて別途書類の提出をお願いすることがあります。

8. 育児休業に伴う入所の取扱い

保護者が育児休業中のときは、児童を家庭で保育することができない状態ではないため、保育施設への入所は認められません。

ただし、すでに入所している児童については、保護者が育児休業期間を満1歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度末まで予定し、育児休業終了後職場に復帰する場合のみ、必要書類を提出することで保育の継続が認められます。

《必要書類》（以下の1、2ともに必要となります。）

1. 保育の実施継続申立書 ※様式は各施設及び子ども保育課にあります。
2. 育児休業期間を明記した就労証明書またはこれに類する証明書

《注意事項》

1. 満1歳に達する日の属する年度末を超えて育児休業を予定している場合は、入所の継続はできません。 出産2か月後の月末までに退所の手続きをしてください。ただし、育児休業の対象となるお子さん（1歳）を4月1日から入所させる場合については、実施継続期間（育児休業期間）をゴールデンウィーク（令和5年度の場合は、5月7日（日））まで認めることとします。（育児休業から復職し4月1日から入所させる場合と同様の取扱とします。）
2. 当初から限度を超えて育児休業を予定していて、そのうちの限度に達するまでの期間だけ保育を継続するという事は認められません。
3. 特別な事情により、育児休業期間を変更する場合は、各施設の園長まで申し出たうえ、期間を変更した書類をあらためて提出してください。育児休業期間を限度以上に延長する場合には、延長が判明した月末までに退所（園）の手続きをしてください。
4. 予定の育児休業期間を短縮して復職する場合や育児休業期間満了により復職する場合は、復帰後の新しい就労証明書を提出してください。
5. 「復職」とは、育児休業の承認を受けた会社に職場復帰し、仕事に就くことです。育児休業中や育児休業終了後、勤務先を退職した場合や復職が確認できない場合は、入園取消（退園）の対象となります。
6. 派遣会社に雇用され育児休業を取得している場合の「復職」とは、同じ派遣会社に復帰することを指します。その際、派遣先は以前と違う場合でも復職に該当します。ただし、派遣先が同じでも異なる派遣会社に入社したり、派遣会社を退職した場合は、入園取消（退園）の対象となります。

※上記の事項にかかわらず、育児休業取得（延長）時点で、実施継続対象児童が「年長児」である場合に限り、卒園するまで実施継続を認めます。

9. 申込書の記入例

新規申込みの方

⑤

(宛 先)
新居浜市長

施設型給付費・地域型保育給付費等

教育・保育給付認定申請書

施設管理者

兼入所(園)申込書(令和5年)

マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード記載事項(数字)を記入してください。

提出する日を記入してください。

入 所 事 業 所	
入所事業所欄は記入しないでください。	

現在利用している施設がある場合のみご記入ください。

※現在利用している施設がある場合(利用施設名:)

申込日 令和 4 年 12 月 1 日

代表保護者は支給認定証等に記載される保護者です。また口座振替(市へ納める場合)をする場合の納入義務者となります。すでに在園しているきょうだいがいる場合は、同じ保護者を代表保護者としてください。

代表保護者	住所	新居浜市 一宮町一丁目5番1号△△マンション101号
氏名(自署)	新居 浜郎	保護者のマイナンバー(個人番号)
保護者氏名(自署)	新居 浜郎	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 0 0
電話番号(優先連絡先に☑)	(自宅) 0897-65-****	緊急時連絡が取れる電話番号に☑を記入してください。☐
	母 〃 : 090-****-****	☑

氏 名	児童のマイナンバー(個人番号)	生 年 月 日	性 別	教育・保育給付認定番号
フリガナ ニイ ジョウ	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 0 1	平成 2 年 5 月 1 日生	男・女	(既に認定証の交付を受けている場合記入)
新居 次郎		令和 5 年 4 月 1 日現在) 2才		

① 世帯の状況

申込み対象児童本人以外の同居している親族等全員について記入してください。単身赴任の保護者や生計同一で別居している世帯員がいればあわせて記入してください。

年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢を記入してください。

氏 名	フリガナ	年齢	勤務先(職業)又は学校名等	令和4年1月1日の自宅住所	備 考
新居 浜郎	ニイ ハラウ	父 S H 58・10・1 39	〇〇株式会社	市内・市外・海外 (愛媛県松山市)	
新居 花子	ニイ ハナコ	母 S H 61・11・1 36		市内・市外・海外	求職中
新居 一子	ニイ イコ	姉 S H R 25・9・1 9	△△小学校4年	学校名・学年、幼稚園名、保育園名を記入してください。	
新居 一郎	ニイ イチロウ	兄 S H R 元・5・10 3			同時申込中
新居 浜一	ニイ ハマイチ	祖父 S H R 33・7・1 64	漁業	同居の祖父母がいる場合は、無職であっても勤務先欄へ記入をしてください。	
新居 春子	ニイ ハルコ	祖母 S H R 36・6・1 61	無職	該当する状況に○をつけてください。保育料等の減額の対象となる場合は証明書の提出が必要です。	身体障がい1級
新居 浜次	ニイ ハマジ	叔父 S H R 62・5・1 35			

ひとり親世帯のみ記入 ※証明書等添付 児童扶養手当受給者証の交付(有・無) ひろく親家庭医療費受給者証の交付(有・無) 離婚前別居(調定: 有・無) ※いづれかの証明書もない場合、戸籍謄本の提出が必要です。

世帯に障害者手帳等を所持している方 身体障害者手帳(有・無) 精神障害者保健福祉手帳(有・無) 療育手帳(有・無) 特別 生活保護の適用(有・無) いずれかに☑を記入してください。

第3希望まで記入し、希望理由に○をつけてください。入所調整により希望施設に入所できない場合もございます。入所できない場合の希望欄も必ず☑をしてください。

② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	設 名	第 1 希 望	第 2 希 望	第 3 希 望
令和 5 年 4 月 1 日		〇〇保育園	〇〇保育園	認定こども園△△幼稚園
希望理由	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由
<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで	① 自宅に近い 2. 勤務先に近い 3. 通勤経路 4. 兄弟姉妹が入所 5. その他()	① 自宅に近い 2. 勤務先に近い 3. 通勤経路 4. 兄弟姉妹が入所 5. その他()	① 自宅に近い 2. 勤務先に近い ③ 希望園あり (◇◇保育園) 4. その他() 5. その他()	① 自宅に近い 2. 勤務先に近い ③ 希望園あり (◇◇保育園) 4. その他() 5. その他()
<input checked="" type="checkbox"/> 同一施設への同時入所を希望(同園優先) <input type="checkbox"/> 一人からでも希望順位の高い施設への入所を希望(順位優先) <input checked="" type="checkbox"/> 希望園に入園できるまで待つ(5月以降も希望園での入所調整希望) <input checked="" type="checkbox"/> 他の園の紹介を希望する <input type="checkbox"/> 入所申込を取り下げる				

③ 保育の利用を必要とする事由等

保育の利用を必要とする事由 ※証明書等添付	続柄	児童の父母(保護者)の該当する理由を○で囲み、必要書類を提出してください。		備考
	父	①. 就労 4. 介護、看護 7. 就学	2. 妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 5. 災害復旧 8. DV・虐待	3. 疾病・障がい 6. 求職活動 9. その他()
母	1. 就労 4. 介護、看護 7. 就学	2. 妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 5. 災害復旧 8. DV	3. 疾病・障がい 6. 求職活動 勤務時間により、必要な保育の利用時間を記入してください。	就労、介護等従事時間 (時間/1日) (日勤務/月)
希望する利用時間	利用曜日	利用時間	備考	
	月 曜日から 金 曜日まで	8 時 30 分から 16 時 30 分まで		
希望する保育必要量の区分	<input type="checkbox"/> 保育標準時間(最大11時間)認定 <input type="checkbox"/> いずれかに○を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間(最大8時間)認定 <input type="checkbox"/> 保育時間は、標準時間・短時間ともにご家庭で保育ができない時間帯のみです。			
送り迎え	主な送迎者(父・母・祖父・祖母・()) 送迎方法(徒歩・自動車・自転車・()) 所要時間(15分)			

④ 祖父母の状況

	フリガナ 氏 名	年 令	就労の有無 (有の場合の勤務先)	申請児童との同居・別居 (別居の場合の住所)	傷 病	備 考
父 方	ニイ マサヒ 新居 浜一	64	有・無 (漁 業)	同居・別棟・別居 ()	有・無 (無)	
	ニイ ハルコ 新居 春子	61	有・無 ()	同居・別棟・別居 ()	有・無 (無)	
母 方	離別		有・無 ()	同居・別棟・別居 ()	有・無	
	スミエ キネ 住友 金子	55	有・無 ()	同居・別棟・別居 (松山市〇〇町一丁目1番1号)	有・無 (有)	病气入院中

※施設記載欄 (施設・事業者を経由して提出する場合)

記入は不要です。	
----------	--

※市町村記載欄

記入は不要です。	
----------	--

継続利用を希望される方

⑤

(宛先)
新居浜市長

入所児童家庭現況届
(令和5年度継続入所用)

提出する日を
記入してください。

施設管理者

申込日	令和 4年 12月 22 日
-----	----------------

支給認定証等に記載されている保護者名を記入してください。
び利用者負担額を施設へ提示することに同意します。

代表保護者	住所	新居浜市 一宮町一丁目5番1号 △マンション101号
氏名(自署)	新居 浜郎	
保護者氏名(自署)	電話番号(優先連絡先に☑)	(自宅) 0897-65-**** 父連絡先: 090-****-**** 母 " : 090-****-****

保護者氏名(自署)
新居 浜郎

緊急時連絡が取れる電話番号に☑を記入してください。

児童	氏名	新居 一郎			継続入所する保育所等(施設名)	〇〇保育園
	フリガナ	ニイ イチロウ	平成 令和	元年 5月 10 日生	男・女	
		新居 一郎		3才(令和5年4月1日現在)		
	教育・保育給付認定番号(※1)	〇〇〇〇	支給認定証に記載の教育・保育給付認定番号を記入してください。			

この現況届は、保護者の労働又は疾病等の事由により「保育所等」(※2)において保育の継続利用を希望する場合に、現在利用中の施設にご提出①～③にでき

(※1) 既に別居している世帯員がいればあわせて記入してください。

(※2) 「保育所等」を指定することも園(保育部)、小規模保育、

年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢を記入してください。

① 世帯の状況

氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先(職業)又は学校名等	令和4年1月1日の自宅住所	備考
新居 浜郎	父	S H 58・10・1	39	〇〇株式会社	市内・市外・海外 (愛媛県松山市)	
新居 花子	母	S H 61・11・1	36	□□ストア	市内・市外・海外 ()	
新居 一子	姉	S H R 25・9・1	9	△△小学校4年		学校名・学年、幼稚園名、保育園名を記入してください。
新居 次郎	兄	S H R 2・5・1	2			申込中
新居 浜一	祖父	S H R 33・7・1	64	漁業		
新居 春子	祖母	S H R 36・6・1	61	××有限公司		該当する状況に○をつけてください。保育料の減額の対象となる場合は証明書の提出が必要です。
新居 浜次	叔父	S H R 62・5・1	35			身体障がい1級

ひとり親世帯のみ記入 ※証明書等添付 児童扶養手当受給者証の交付 (有・無) ひとり親家庭医療費受給者証の交付 (有・無) 離婚前提別居 (調定: 有・無) ※いづれかの証明書もない場合、戸籍謄本の提出が必要です。

世帯に障害者手帳等を所持している方がいる場合のみ記入 ※証明書等添付 身体障害者手帳 (有・無) 精神障害者保健福祉手帳 (有・無) 療育手帳 (有・無) 特別児童扶養手当 (有・無) 障害年金 (有・無)

生活保護の適用 (有・無)

③ 保育の利用を必要とする事由等

	事由	添付書類		父	母	
		左記証明書に加えて必要な書類				
1	会社員・公務員・パート	就業証明書	<p>【自営業主】</p> <p>確定申告書または市県民税申告書のコピー（令和3年分の申告書）</p> <p>※開業して1年が経過していない場合で確定申告等をしていない場合は開業届出書や営業許可書等のコピー</p> <p>【自営業主以外】</p> <p>（お勤め）源泉徴収票のコピー</p> <p>（家族従業者等）確定申告書（事業専従者の内訳がわかるもの）のコピー</p> <p>※就業証明書の場合は自営業主の添付書類参考</p> <p>※就業証明書を記載した事業所が発行する源泉徴収票等のコピーを提出</p> <p>※上記書類が提出できない場合は、市県民税を申告しその控えを添付</p> <p>農業の場合は耕作証明書、漁業の場合は水揚証明書</p> <p>（①②両方必要）</p> <p>①タイムスケジュール</p> <p>②支払明細書（3か月分）のコピー</p>	○	○	
	産休・育休明け復職予定					
	自営業（法人化している場合）					
	自営業（法人化していない場合）					
	農業・漁業					
	内職					
2	妊娠・出産		母子健康手帳のコピー（保護者名及び出産予定日がわかるページ）			
3	疾病・障がい	病気である	病院等の診断書のコピー（届出日時時点で作成後6か月以内のもの、家庭内保育が困難である旨記載のもの）			
		障がいがある	身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳及び療育手帳のコピーまたは病院等の診断書のコピー			
4	病人等の看護・介護をしている	介護（看護）・就学・求職申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・裏面タイムスケジュールを記入すること ・介護・看護の状況がわかる書類のコピー（病院等の診断書、介護保険の被保険者証、障害者手帳、ケアプラン等） 			
5	被災し復旧にあたっている（震災・風水害等）		罹災証明			
6	求職活動（起業準備含む）	介護（看護）・就学・求職申立書	—			
7	就学（職業訓練校も含む）	介護（看護）・就学・求職申立書	<p>（①②両方必要）</p> <p>①在学証明書</p> <p>②カリキュラム等がわかるもの</p>			
8	育児休業	就業証明書	保育の実施継続申立書			
9	虐待・DV		保護命令書（接近禁止命令、退去命令）のコピー			

児童の父母（保護者）の該当する欄に○を記入してください。また必要書類も確認して下さい。

※祖父母と同居している家庭については、父母の直近3カ月の収入がわかるものも添付して下さい。

※施設記載欄（施設・事業者を経由して提出する場合）

施設	記載欄	記入は不要です。
----	-----	----------

※市町村記載欄

市町村	記載欄	記入は不要です。
-----	-----	----------

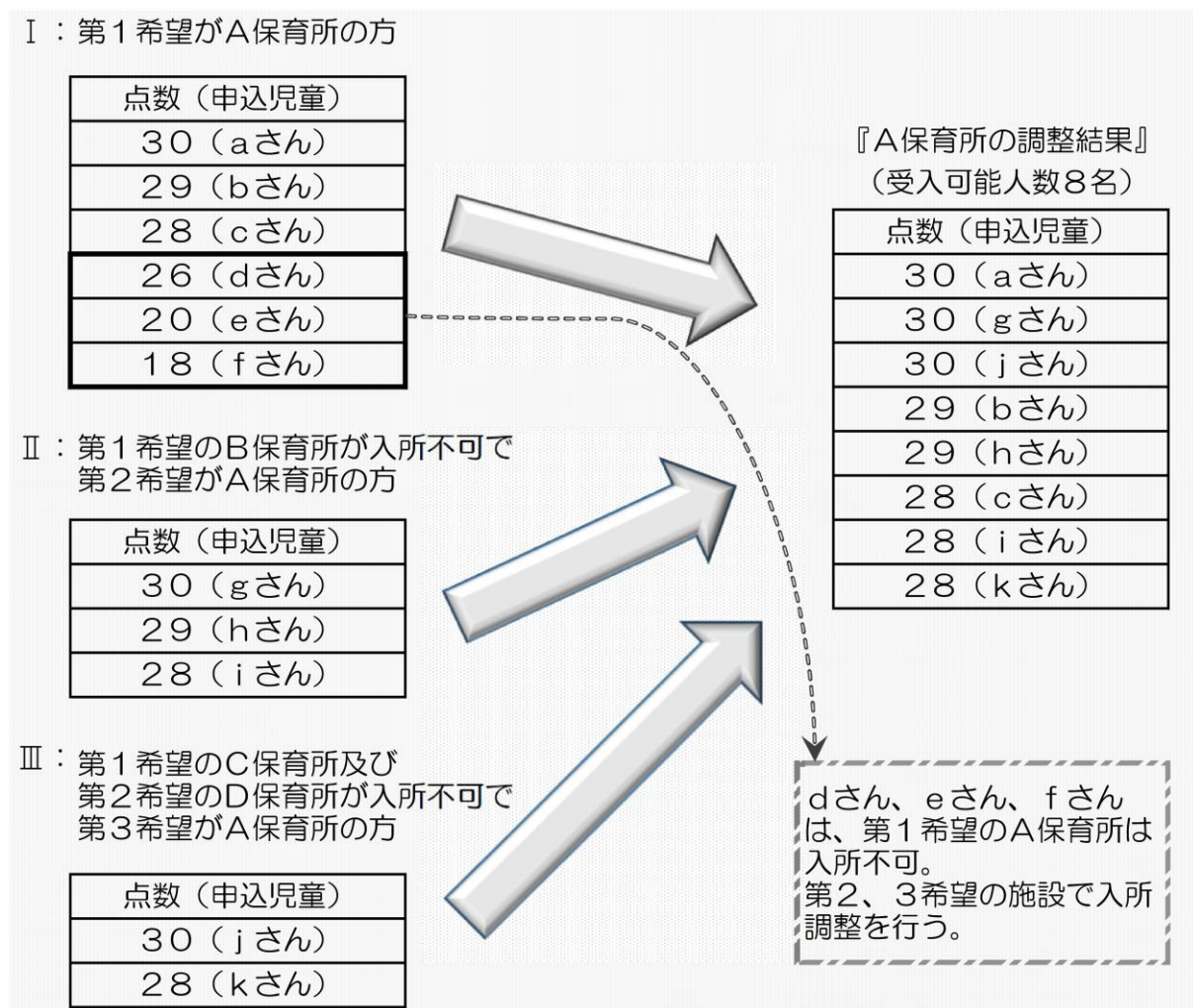
10. 入所調整

各施設、各年齢の受け入れ可能人数の範囲内で、優先度の高い方から入所していただけるよう、入所調整を行います。**(提出の先着順ではありません!)**

調整に際しては、優先度を判断するため採点を行います。採点は基準表に基づき、父、母それぞれの状況に応じて基準点を算出し、父母の基準点の合計点に、家庭状況等に応じた調整点で加減を行い合計点を算出し、合計点数がより高い方を優先度が高いものと判断します。採点后、優先度が高い方から各園の入所可能人数の範囲で、入所決定(調整)します。

希望の施設に入所できない場合で、他の利用可能施設等の紹介を希望する場合は、こども保育課よりご連絡します。

入所調整のイメージ (A保育所に入所決定(調整)するまで)



上図で、第1希望のB保育所への入所ができなかったgさん、hさん及びiさんについて、第2希望のA保育所で入所調整を行う場合、A保育所を第1希望としたdさん、eさん及びfさんよりも優先度(点数)が高いことから、入所調整はgさん、hさん及びiさんが優先されることとなります。また、jさん及びkさんについても、第3希望のA保育所で入所調整を行う場合、同様にdさん、eさん及びfさんよりも優先度(点数)が高いことから、優先されることとなります。

採点基準表

新居浜市保育施設等の入所調整に関する基準

1. 保育利用の優先順位に関する基準点

2. 児童の家庭状況等に関する調整点

保育利用にあたる保護者の就労形態等				考慮すべき世帯の状況等																																																								
番号	事由	細目	基準点	番号	事由	適用	調整点																																																					
1	就労	会社員、公務員、パート、アルバイト等雇用されているもの	160時間以上/月	15	1	ひとり親世帯(母子・父子世帯)	配偶者と離婚、死別、または未婚であるもの。配偶者が物禁じりであるもの。離婚を前提に別居しているもの	5																																																				
			140時間以上/月	14																																																								
			120時間以上/月	13																																																								
			80時間以上/月	12																																																								
			64時間以上/月	11																																																								
		就労先の内定が確認できるもの(1月2日～5月8日の就労開始まで) ※内職を除く	160時間以上/月	13					2	生活保護世帯	生活保護の受給世帯	3																																																
			140時間以上/月	12																																																								
			120時間以上/月	11																																																								
			80時間以上/月	10																																																								
			64時間以上/月	9																																																								
		自営業(農・漁業従事者を含む)	中心者	160時間以上/月									15	3	生計中心者の失業	生計中心者が失業し自発的失業を除く、速やかな就労が必要であると認められるもの	3																																											
				140時間以上/月									14																																															
				120時間以上/月									13																																															
				80時間以上/月									12																																															
			協力者	160時間以上/月									13					4	虐待・DVの恐れがある場合	・保護証明 接近禁止命令、退去命令を受けたもの ・「特別の支援を要する家庭」として、児童相談所等の通知を受けたもの	5																																							
				140時間以上/月									12																																															
				120時間以上/月									11																																															
				80時間以上/月									10																																															
				64時間以上/月									9																																															
内職	160時間以上/月	15	5	児童虐待が疑い等を有する場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当の受給者証を交付されているもの及び障害児保育を行う必要が認められたもの	2																																																						
	140時間以上/月	14																																																										
	120時間以上/月	13																																																										
	80時間以上/月	12																																																										
	64時間以上/月	11																																																										
2	妊娠・出産	出産予定日の属する月と前後各2か月(出産2か月後の月末まで)の間で出産・休養のため保育の必要があるもの					13	6	育児休業・産後休暇明け※8との重複不可	育児休業・産後休暇明けで復職するもの(復職日が1月1日～5月8日までの間に限る)	2																																																	
							3					保護者の疾病・障がい等	1か月以上の入院									15	7	既に兄弟姉妹が入所を希望する施設等に在籍しているもの※5	5																																			
																						居宅療養				常時臥床	15	8	兄弟姉妹が同一の施設等の利用を希望する場合(当項目内での重複不可)	複数の兄弟姉妹が、同時に同一の施設等の利用を申し込むもの	3																													
																										精神疾患	精神障害者保健福祉手帳の所持以外で医師の診断のあるもの					13																												
																											医師が1か月以上の安静加療が必要と診断したもの					12																												
														一般療養	上記以外で保育が困難とされる医師の診断のあるもの	8	9					認可外保育施設を利用している場合※6との重複不可				認可外保育施設を認可保育所利用開始の2か月以上前から、16日/日以上、4時間/日以上利用しているもの	2																																	
															心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級																15																												
														身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級		13																																												
														身体障害者手帳4級以下		11																																												
														4	介護・看護	親族等の看護、または介護をしているもの		160時間以上/月	15	10	保護者が以下に該当する場合(新居浜市内での勤務に限る) ・幼稚園及び保育所等※6で保育士または幼稚園教諭として就労(内定含む)する場合 ・保育所等※6の給食調理員として就労(内定含む)する場合											就労時間が120時間以上/月のもの	7																											
																		140時間以上/月	14																																									
																		120時間以上/月	13																																									
																		80時間以上/月	12																																									
																		64時間以上/月	11																																									
			5	災害復旧	震災、風水害、その他の災害復旧にあたるもの	15												11	小規模保育所など地域型保育事業等卒園するもの(乳児園を含む)															小規模保育所など地域型保育等を入所期間満了で卒園するもの(乳児園を含む)	4																									
						6																														求職活動	雇用条件等を確認できる就労先内定者を除いた就労活動中(起業準備を含む)のもの	3	12	同居する65歳未満の祖父母がいる場合	保育可能な、同居する65歳未満の祖父母がいるものただし、就労、疾病等で保育ができない場合を除く(確認できる証明が必要)	-2																		
																																						7					就学	職業訓練校を含む学校等に就学するもの※4	160時間以上/月	15	13	申込児童以外に申込のない未就学の兄弟姉妹がいる場合	家庭内等で保育可能な未就学の兄弟姉妹がいるものただし、その児童を介護する等、保育の必要性の事由に該当する場合を除く	-2										
																																													140時間以上/月	14														
																																													120時間以上/月	13														
80時間以上/月	12																																																											
64時間以上/月	11																																																											
8	虐待・DV	虐待を受ける恐れがある、または配偶者から暴力を受ける恐れがあると認められるもの					15	14	保育料の未納がある場合	保育料の未納がある期別数に応じて減点を行う	-1×期別数(最大-15)																																																	
							9					育児休業	※新規申込み不可										-	15	同一認定こども園内において、1号認定から2号認定への変更を希望する場合			申し込み時点で認定こども園の1号認定で在籍中であるものか、同施設の2号認定を申し込むもの	1																															
																							10							不存在	離婚、死別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等														15	16					入所申込に必要な書類が指定する期日までに提出されないもの	-2								
																	3. 点数が同点の場合の優先順位(以下の順とする)					1				兄弟姉妹と同一施設への利用が見込まれるもの(①、②の順とする) ①兄弟姉妹が既に入所しているもの、②兄弟姉妹が同時申込するもの	2																		小規模保育所など地域型保育事業等を卒園するもの(乳児園含む)								3	ひとり親家庭で同居する祖父母がいないもの	4	当該施設の希望順位が高いもの	5	基準点が高いもの	6	上記においても優先順位がつけられない場合は、世帯の状況等を総合的に判断し、入所調整を行う

◆注意事項

※1 採点は父母それぞれの基準点の配点を合算し、調整点によって加減する。

※2 保護者の保育を必要とする事由が複数ある場合、原則として配点の高い方の事由で採点を行う。

※3 保育を必要とする事由が複数の区分に該当する場合は、それぞれの事由に係る従事時間等を合算し、最も従事時間の長いものを主たる理由として採点を行うものとする。

※4 1. の7就学の対象となる施設は、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設への在学、または職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練または職業能力開発総合大学校において行われる指導員訓練もしくは職業訓練、もしくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練等。

※5 2. の7について、認定こども園において、1号認定で在籍中の児童がいる場合のきょうだい入所も含める。

※6 2. の10について、※保育所等とは保育所、認定こども園又は地域型保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)とし、就労証明書により証明された場合のみ該当する。

11. 保育料(利用者負担額)

(幼児教育・保育の無償化について)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から、3歳から5歳児（小学校就学前）までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償となりました。（※0歳児から2歳児までの市民税非課税世帯の子どもも対象です。）実費として徴収される費用（通園送迎費、給食費、行事費用等）と延長保育料は無償化の対象外です。

なお、1号認定を受けている子どもで、保護者の就労等により預かり保育を利用している場合、申請を行い保育の必要性の認定を受けると、預かり保育についても無償化の対象（上限額あり）となります。

【無償化の対象となる費用と対象外となる費用】

施設・事業	無償化の内容		
	0～2歳児	満3歳児※1	3～5歳児
保育所、認定こども園（2・3号）			利用料無償
地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）	市民税非課税世帯のみ利用料無償		
幼稚園、認定こども園（1号）		利用料無償※2	
幼稚園、認定こども園（1号）の預かり保育※3		市民税非課税世帯のみ 月額 16,300 円を 上限に利用料無償	月額 11,300 円を 上限に利用料無償
認可外保育施設※3※4	市民税非課税世帯のみ		月額 37,000 円を 上限に利用料無償
一時預かり事業、病児保育事業※3※4	月額 42,000 円を上限に		
ファミリーサポート・センター事業※3※4	利用料無償		

※1 満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもです。

※2 新制度に移行していない幼稚園は、25,700円を上限に利用料無償となります。
神郷幼稚園は、4歳児から5歳児までの2年保育になります。

※3 無償化の対象となるのは、保育が必要な子どもに限ります。

※4 認可保育所等に入ることができない人に対する代替的な措置として「預かり」を利用した場合に限ります。

幼稚園	新制度幼稚園	シオン幼稚園、聖マリア幼稚園（令和5年4月予定） 神郷幼稚園
	新制度に移行していない幼稚園	パコダ幼稚園
認定こども園	泉幼稚園、グレース幼稚園、ひかり幼稚園、菊本幼稚園、 愛光幼稚園（令和5年4月予定）	

(保育料の算定)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
世帯の前年度の市民税所得割額の合計 によって保育料を決定する。					世帯の当該年度の市民税所得割額の合計によって保育料 を決定する。						

市では、4月は前年度（令和4年度：令和3年中の収入に基づく）の市民税所得割額、9月は当該年度（令和5年度：令和4年中の収入に基づく）の市民税所得割額により保育料を決定します。新たに保育料の算定について決定した事項につきましては、内容が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

(保育料の計算のしかた)

基本的に保育料は、父母の前年度又は当該年度の市民税所得割額の合計により決定します。また、保育の必要量（保育標準時間／保育短時間）によって保育料が異なります。保育料は、毎年5～6月に会社や自治体等から受け取る「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（特別徴収の方が対象）及び自治体から直接個人に届く「市民税・県民税通知書」（普通徴収の方が対象）で保育料を試算することができます。

例) 児童クラス年齢：2歳児クラス 保育の必要量：保育標準時間

父：自営業（普通徴収） 母：会社員（特別徴収）

父母の市民税額 = (28,140円 - 1,500円) + (147,400円 + 60,000円) = 234,040円

市民税・県民税通知書（普通徴収）				給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収）			
決定							
課税標準額	所得	469,000	税額控除前所得割額④	208,980	市民税	税額控除額⑤	61,500
長期譲渡所得	-	-	所得割額⑥	147,400	県民税	税額控除額⑤	41,000
短期譲渡所得	-	-	均等割額⑦	3,000	特別徴収税額⑧	250,400	調整控除
株式等譲渡所得	-	-	特別徴収税額⑧	250,400	控除不足額⑨	0	1,500円
上場株式等の配当所得	-	-	控除不足額⑨	0	既充当額⑩	*****	
先物取引	-	-	既納付額⑪	*****	差引納付額⑬(⑧-⑩-⑨、⑪)	250,400	
			差引納付額⑬(⑧-⑩-⑨、⑪)	250,400	変更前税額⑫	*****	
			変更前税額⑫	*****			
区 分	市民税	県民税					
均 等 割 ①	3,500	2,200					
算 出 所 得 割 ②	28,140	18,760					
調 整 控 除 ③	1,500	1,000					
配 当 控 除 ④	-	-					
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 ⑤	-	-					
寄 付 金 税 額 控 除 ⑥	-	-					
外 国 税 額 控 除 等 ⑦	-	-					
配 当 割 ・ 株 式 譲 渡 所 得 割 控 除 ⑧	-	-					
計 ①+②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧	30,100	19,900					
年 税 額		50,000					
控除出来なかった配当割・株式譲渡所得割		-					

※保育料を算定する市民税額の計算には、「住宅借入金等特別控除」「寄附金控除（ふるさと納税等）」「配当割・株式譲渡所得割額控除」「配当控除」「外国税額控除」は適用されません。

※普通徴収と特別徴収の両方で課税されている方は、両方の市民税所得割額を合計して計算してください。

令和4年度新居浜市保育所保育料徴収基準額表

(令和4年9月1日)

階層区分	各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分	定義	保育料月額 (単位:円)	
			保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護世帯等		0	0
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯		0	0
C1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の額のみ課税されるもの	要保護者等世帯	7,200	7,200
		要保護者等世帯以外の世帯	16,000	15,700
C2	A階層及びC1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	9,000	9,000
		48,600円以上57,700円未満	19,500	19,100
D1		要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
D2		57,700円以上72,800円未満	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
D3		72,800円以上77,101円未満	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	30,000	29,400
D4		77,101円以上97,000円未満	30,000	29,400
D5		97,000円以上133,000円未満	37,000	36,300
D6		133,000円以上169,000円未満	44,500	43,700
D7		169,000円以上213,000円未満	48,000	47,100
D8		213,000円以上257,000円未満	52,000	51,100
D9		257,000円以上301,000円未満	57,000	56,000
D10		301,000円以上397,000円未満	60,000	58,900
D11		397,000円以上	63,000	61,900

【要保護者等世帯とは】

ひとり親家庭、在宅障がい児(者)家庭等を指します。

保育料は 52,000円と算定されます。

(保育料の軽減措置等について)

令和元年10月～ 〈幼児教育・保育の無償化の開始〉

3歳児から5歳児（小学校就学前）まで

保育所、認定こども園及び幼稚園の保育料を無償化します。給食費については、無償化後も引き続き、保護者負担となります。（給食費のうち、主食（ごはん・パン）は従来どおり現物を持参、副食（おかず・おやつ・飲み物）は費用負担となります。）

1. 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化します。ただし、認定こども園（1号認定）及び幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化します。
2. 保護者から実費徴収している費用（通園送迎費・給食費・行事費等）は、無償化の対象外です。ただし、次の3に該当する場合は免除されます。
3. 2号認定における要保護者等世帯については、市民税所得割額 77,101 円未満、同じく2号認定における一般世帯については、市民税所得割額 57,700 円未満、及び1号認定における市民税所得割額 77,101 円未満の世帯は、給食費（副食）を免除します。同一世帯に小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合は、第3子目以降の給食費（副食）は免除となります。（※第2子について、半額の軽減措置はありません。）

0歳児から2歳児まで

保育所、認定こども園及び地域型保育事業所を利用する住民税非課税世帯を対象として、保育料を無償化します。また第2子目以降への保育料の軽減措置は、以下のとおりとなります。

- ア 市民税所得割額 57,700 円未満の世帯は、年齢制限なく第2子目を半額、第3子目以降は無料となります。
- イ 要保護者等世帯の市民税所得割額 77,101 円未満の世帯は、年齢制限なく第2子目以降は無料となります。
- ウ ア及びイ以外の世帯について、同一世帯に小学校3年生以下の子どもが2人以上いる場合、第2子目を半額、第3子目以降は無料となります。

※要保護者等世帯・・・ひとり親世帯、身障世帯等

(その他留意事項)

- 公立・私立保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の保育料の基準は同じです。
- 月の途中退所の場合、保育料及び給食費（副食）は日割りで計算されます。
- 病気やご家庭の事情等により登園できない場合も、在籍をもって保育料等がかかります。
- 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの給食費（副食）は保育料に含まれます。
- 納入先について
 - ・保育料・・・公立・私立保育所は市に、認定こども園・地域型保育事業所は各園に納入
 - ・給食費（副食）・・・公立保育所のみ市に、私立保育所・認定こども園・幼稚園は各園に納入
- 納入方法について
 - ・納入先が市の場合・・・口座振替による方法と納入通知書（コンビニエンスストアでの納付も可能（保育副食費は不可））による方法の2通りがありますが、できるかぎり口座振替による納付をお願いします。※口座振替手続き完了後、はがきが届きますので振替開始日を必ずご確認ください。（振替開始日までは納入通知書による納付が必要です。）
 - ・納入先が各園の場合・・・各園にお問い合わせください。

！保育料の滞納処分について！

保育料は、保育所を運営するための費用に充てられる大切なものです。保育料の滞納は見逃すことができない問題として、本市では収納対策の強化に取り組んでいます。保育料を納入期限までに納めていただけない場合には、法令の規定により、給与、不動産等財産の差押え処分を実施します。

12. 一時保育及び一時預かり事業について

保育施設に入所していないお子さんを、

「保護者が仕事をしている場合」

「保護者の入院や出産など緊急で保育が必要な場合」

「育児疲れなどでリフレッシュしたい場合」などに お預かりしています。

新居浜市では、公立保育所において「一般型」、私立施設において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れることができる「余裕活用品」の2区分で一時保育を実施しています。

また、地域子育て支援拠点施設において、一時預かりを実施しています。受付方法については、各施設で異なりますので、事前に問い合わせください。

一時保育実施施設一覧（保育施設）

区分	施設名	住所	TEL (0897)	一時預かり事業の実施内容					
				対象者	利用要件	利用定員	利用料	利用回数	申し込み
一般型 公立	若宮保育園	新居浜市新田町一丁目8番38号	32-4194	保育所に入所していない、市内在住で1歳から就学前の児童		15名/日		1週間に3日 (月に12日) 限度	
	認定こども園 泉幼稚園	新居浜市王子町4番30号	32-4088	保育所に入所していない、市内在住で1歳(4月1日現在)から就学前の児童					
余裕活用品 地域型保育	かがやき保育園	新居浜市西原町二丁目2番111号	31-5535	保育所に入所していない、市内在住で0歳から就学前の児童	短時間就労、病氣、入院、出産、介護・看護、災害、事故、冠婚葬祭、学校行事、育児疲れなど	施設の利用定員に空きがある場合の利用となるため、実際の利用時に確認が必要。	全日(8:30~16:30)給食有 1,500円/日	利用回数に制限なし ただし、施設の利用定員に空きがある場合の余裕活用品となるため、実際の利用時において確認が必要。	実施施設へ直接申し込んでください。 ※利用前に面接が必要です。
	かがやきぶらす保育園	新居浜市久保田町二丁目4番41号	47-8728				半日(8:30~12:30)給食有 1,000円/日		
	ぼこ・あ・ぼこ保育園	新居浜市又野一丁目6番20号	47-6352				半日(8:30~11:30、13:30~16:30)給食無 700円/日		
	ひまわり乳児園	新居浜市郷三丁目16番7号	67-1281				延長保育(開園~8:30、全日・半日の時間を超過して閉園まで) 200円/30分		
	こども園みるみる	新居浜市西原町一丁目1番62号	37-1911						

※1 施設によって、利用にあたっての取り扱いに違いがありますので、事前に詳細をお問い合わせください。

一時預かり実施施設一覧（地域子育て支援拠点施設）

施設名	住所	TEL (0897)	開所日	利用時間	一時預かり事業の実施内容					
					対象者	利用要件	利用定員	利用料	利用回数	持ち物
子育てひろばラトル ※令和5年3月末まで	新居浜市 新須賀町二丁目 10番7号	47-6690	休日(土曜日、日曜日、祝日、お盆、地方祭、年末年始等)以外	9:00~16:00	保育所に入所していない市内在住で、原則6か月以上3歳未満の児童	短時間就労、病氣、入院、出産、介護・看護、災害、事故、冠婚葬祭、学校行事、育児疲れなど	1日概ね 3、4人	200円/時間	2箇所での 利用合計 月12回まで	替替え一式、ミニタオル・ガーゼ、おむつ、お茶・ミルク、おしりふき、ビニール袋2枚等 ※必ず記名してください。
ハッピールーム	新居浜市 秋生407番地の2	31-6015	休日(第2・4月曜日、第1・3・5土曜日、日曜日、祝日、お盆、地方祭、年末年始)以外	☆1日3時間以内 ☆1時間単位で 利用可能						

※1 利用予定の施設に遊びに行ったことがない方は、お子さんへの配慮のために一度遊びにお越しください。その後、一時預かりが利用できます。

※2 詳細は、各拠点施設へお問い合わせください。

※3 予約希望日の2週間前から前日までに予約をしてください。

13. 病児・病後児保育について

◎病児・病後児保育 ～子どもが病気のときの預け先～

市内に居住し、保育所等に通所中の乳児・幼児又は小学校に就学している子どもが病気の「急性期…症状がはっきり現れた状態」から「回復期…症状が治まった状態」にあたり、入院治療の必要はないが集団保育が困難で、かつ家庭での保育が困難な場合に預かります。家庭で保育されている子どもでも、保護者の都合で病気の子どもを看ることができない場合は利用できません。

例えばこんな病気の時 … かぜ 扁桃腺 気管支炎 嘔吐 下痢 中耳炎 水ぼうそう
おたふくかぜ はしか 風疹 手足口病 結膜炎 外傷 など

◆利用のしかた

- ①事前登録を行ってください。（保育施設や市役所こども保育課、なかよし園で登録できます。緊急の場合は当日登録用紙を提出することで利用できます。）
- ②医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。（病種、症状により利用できない場合があります。また、病気の診断書は必要ありません。）
- ③なかよし園へ電話で利用状況を確認のうえ、登園してください。

◆利用定員 4名/日

◆開所時間等 8：00 ～ 18：00
月～金曜（祝日・年末年始・地方祭等は除く）

◆利用料について

- ・当該年度（4月～8月は前年度）分の市町村民税課税世帯 … 2,700円
- ・当該年度（4月～8月は前年度）分の市町村民税非課税世帯 … 1,800円
- ・生活保護世帯 … 無料

○当日、施設へ利用料を納付してください。食事・おやつ・保育教材費も含まれます。

◆お問い合わせ なかよし園（新居浜市北新町1番3号・十全総合病院東隣）
【電話】（0897）33-1818（内線7150）または、
090-5276-3339（平日午前8時～午後6時）
こども保育課
【電話】（0897）65-1582

14. よくあるご質問

(1) 教育・保育給付認定について

Q1. 保育を必要とする事由、住所、氏名、代表保護者などが変わった場合、手続きが必要ですか？

A. 保育を必要とする事由、就労時間、住所、氏名、代表保護者が変わった場合は、支給認定証の変更手続きが必要です。『教育・保育給付認定変更申請書』と『保育の必要性を証明する書類』など必要書類を、利用施設(保育所等)またはこども保育課まで提出してください。また、就労時間や、保育を必要とする事由などが変更になる場合は、施設の利用時間や保育料が変更になる場合があります。(14ページ～15ページをご確認ください。)

Q2. 支給認定証に有効期限はありますか？

A. 3号認定を受けた場合は、3歳の誕生日の前々日までが有効期限となります。3歳を迎えると、2号認定に変わります。2号認定は、就学前までの3年間が有効期限となります。3歳の誕生日を迎え、認定が変更になる場合は、新しい支給認定証をお届けします。この場合手続きの必要はありませんが、変更前(3号認定)の支給認定証を、利用施設(保育所等)に提出してください。

Q3. 保育標準時間で保育所を利用している児童のきょうだいが、保育短時間の区分で入所申込みを行う場合、入所可能時間はきょうだいでバラバラになるのですか？

A. きょうだいでの入所の場合は、保育利用時間はきょうだい同一となります。

(2) 施設利用の申込みについて

Q1. 申込み時点で仕事をしていない場合、保育所等の申込みはできますか？

A. 申込み時に仕事をしていない場合でも、『求職活動』の事由で申込みが可能です。また、就労先が内定した方で、入所調整前(12月末日)までに就労証明書等で就労時間等の確認が出来る場合、入所調整時には『就労先内定』として採点します。

なお、『求職活動』の事由で入所となった場合、認定期間は最大3か月となります。入所後3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。3か月以内に証明書の提出が確認できない場合は、入所から3か月经過した月末で退所となります。

Q2. 希望施設(保育所)名は必ず第三希望までの記入が必要ですか？

A. 第一希望の施設への入所ができない場合、入所調整は、まずご記入いただいた施設の中から調整を行うため、通える範囲で、できる限り希望を記入してください。

Q3. 現在育児休業中ですが申込みできますか？

A. 原則、育児休業中は、「保育を必要とする」状態とはいえないため保育所の利用申込みはできません。ただし、4月1日からの入所の申込み受付については、令和5年5月8日(月)までに復職する方が対象となります。

また、途中入所を希望される方で、育児休業から復職する場合、復職日の属する月初日からの入所（ただし、月初日から起算して復職日までの期間が7日に満たない場合は、前月初日からの入所(園)可能）が可能になります。

Q4. きょうだいで申込みをする場合、書類は児童人数分必要ですか？

A. きょうだいで入所申込みの場合には、教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書は入所を希望されるお子さんの人数分必要となります。世帯状況を申告する書類（就労証明書や課税証明等）は、一番下のお子さんへの添付のみで結構です。

Q5. 申込書中、児童と同居している世帯員に記入する世帯員について教えてください。

A. 生活の本拠地として同一家屋に居住している世帯員について記入してください。なお、同一生計や扶養関係の有無は問いません。ただし、単身赴任の保護者や、生計を一にしているが就学等で都合により別居している世帯員がいればあわせて記入してください。

Q6. 親族が経営している事業所に勤めていますが、「確定申告書のコピー」の提出は必要ですか？

A. お勤めの事業所が、株式会社または有限会社など法人化している場合については、「就労証明書」のみ提出してください。なお、法人化されておらず個人で事業を営んでいる場合については、確定申告書等のコピーの提出をお願いします。また、開業して1年が経過しておらず確定申告等をしていない場合は、開業届出書や営業許可書等のコピーの提出をお願いします。（10ページ参照）

Q7. 「就労証明書」内に、「自営業主」・「自営業専従者」・「家族従業者」の選択欄がありますが、自分がどちらに当てはまるのかわかりません。

A. 法人化されておらず個人で事業を営んでいる事業主は「自営業主」、事業主以外で、事業主と同等の業務を行い、就労時間に対して妥当な給与（最低賃金以上）を支給されている場合は「自営業専従者」、「自営業主」と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している場合は「家族従業者」となります。

(3) 入所調整について

Q1. 利用施設の入所決定は、先着順で決定するのでしょうか？

A. 先着順ではありません。入所調整に関する基準に基づいて、優先度を判断(採点)し、優先度の高い方から順に入所決定となります。

Q2. パートや派遣形態での就労の場合、採点に影響はありますか？

- A. 家庭外労働を理由に入所調整を行う場合、常勤やパート・派遣などの就労形態は入所調整に影響しません。入所調整は、就労時間で判断します。

Q3. 既にきょうだい保育所を利用中で、同じ保育所に入所申込みをした場合、優先的に同じ園に入所できますか？

- A. 既にきょうだい通う同じ保育所に入所申込みをした場合、家庭状況等に応じた調整点の加点がありますが、入所調整は、基準点の得点と、家庭状況等に応じた調整点による加減を行った合計点で優先度を判断しますので、必ずしも現在入所しているきょうだいと同じ保育所に入所できるとは限りません。

Q4. 入所調整はどの時点を目安として判断するのですか？（令和5年4月1日入所の場合）

- A. 入所調整は令和5年1月1日を基準として採点を行います。申込み時点から家庭状況が変わる可能性もありますことから、変更があった家庭につきましては確認できる書類を12月末日までにご提出ください。1月1日以降の提出は採点に反映できませんのでご注意ください。
※採点については、**令和5年4月1日時点の事由**で行うこととなりますので、仮に就労証明書の提出があっても3月末までに雇用契約が終了になると確認できる場合については、就労として採点されませんのでご注意ください。

Q5. 入所調整結果はいつごろ、どのようにして連絡がきますか？（令和5年4月1日入所の場合）

- A. 入所調整結果の通知（入所承諾書）は支給認定証と合わせてこども保育課より発送します。ただし、認定こども園及び地域型保育事業所につきましては、支給認定証はこども保育課、入所承諾書は利用施設より発送します。発送時期は2月下旬となります。
なお、希望の施設に入所できない場合で、入所可能な施設の紹介を希望される場合は、こども保育課より電話でご連絡します。

Q6. 祖父母と同居していても子どもを入所させることは可能ですか？

- A. 入所可能です。ただし、65歳未満の祖父母で、就労や疾病等の保育を必要とする事由を満たしていない方がいる場合は、入所調整の採点の際に減点となります。（22ページ参照）

（4）利用者負担額（保育料）について

Q1. 保育所に入所した場合、保育料の通知はいつごろどのようにして届きますか？

- A. 4月入所の方は、4月中旬に保育所を通じて保育料の決定通知書と納入通知書をお渡しします。（課税資料等税情報の不足により保育料が決定できない方については、送付が遅れる方もいます。）令和5年度の市県民税の課税決定後、9月(予定)に再度保育料を算定し、保育所を通じて保育料の決定通知書と納入通知書をお渡しします。
※ただし、認定こども園及び地域型保育事業所については、利用施設から保育料の通知があり、施設に納付していただくこととなります。（保育料は市が定めた金額となります。）

Q2. 公立と私立では保育料が異なるのですか？

- A. 認定こども園や地域型保育事業所も含めて、保育料に違いはありません。ただし、保育料以外の諸費用（実費徴収）については個別にかかる場合もありますので各園にお問い合わせください。

Q3. 保育料はどのようにして決定するのですか？

- A. 保育料は児童の父母の前年度及び当該年度(※)の市民税の課税状況によって決定します。
※4月時点でお知らせする保育料は、前年度（令和4年度：令和3年中の収入に基づく）の市民税所得割額により決定し、9月にお知らせ予定の保育料は、当該年度（令和5年度：令和4年中の収入に基づく）の市民税所得割額により決定します。

Q4. ひとり親家庭の保育料は無料になりますか？

- A. 保育料はQ3のように課税状況によって決定するため、無料とは限りません。
また、保護者の収入状況によっては、同居している親族の課税状況を合算して決定する場合があります。

Q5. 家を建てたことで確定申告をして住宅借入金等特別控除により市民税が下がりましたが、保育料は安くなりますか？

- A. この場合、保育料は安くなりません。保育料の算定のもととなる市民税所得割額は、住宅借入金等特別控除について、保育料の計算上で控除は適用されません。また、「寄附金控除（ふるさと納税等）」「配当割・株式譲渡所得割額控除」「配当控除」「外国税額控除」についても同様の取り扱いとなります。

(5) 幼児教育・保育の無償化について

Q1. 無償化の対象になるためには、どのような手続きが必要ですか？

- A. 子ども・子育て支援新制度の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び幼稚園を利用している場合は、無償化になるための新たな手続きは必要ありません。
保護者の就労等により認定こども園（1号認定）や幼稚園での預かり保育を利用している場合、市へ申請（施設を経由して）することにより「保育の必要性の認定」を受けると、預かり保育についても無償化の対象（上限額あり）となります。

Q2. 公立、私立の区別なくどちらも無償化の対象になりますか？

- A. 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び幼稚園は、公立、私立の区別なく無償化の対象になります。

Q3. 延長保育を利用した際に、その利用料は無償化されますか？

- A. 認可保育所や認定こども園を利用している方については、保育標準時間、保育短時間どちらの場合も、延長保育の利用料は無償化の対象とはなりません。

Q4. 保護者が園へ直接支払っている通園送迎費、給食費、行事費等の経費は無償化の対象になりますか？

- A. 通園送迎費、給食費、行事費等については、無償化の対象とはなりません。ただし、給食費のうち、おかず・おやつ代等（副食）については、認可保育所及び認定こども園（2号認定）に通う要保護者等世帯で市民税所得割額 77,101 円未満、同一般世帯で市民税所得割額 57,700 円未満、認定こども園及び幼稚園（1号認定）に通う市民税所得割額 77,101 円未満は支払いが免除になります。また、同一世帯に小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合は、第3子目以降の副食費は免除になります。

Q5. 3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか？3歳になった最初の4月からですか？

- A. 原則、小学校入学前の3年が無償化の対象となります。ただし、認定こども園（1号認定）及び幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、3歳になった日から入学前までが無償化の対象となります。

Q6. 0歳から2歳までは無償化の対象にはならないのですか？

- A. 0歳から2歳までは、原則保育料がかかります。ただし、住民税非課税世帯の方につきましては、無償化の対象になります。

(6) 入所後について

Q1. 仕事を辞めてしまいましたが、保育所はいつまで入所できますか？

- A. 退職した場合、退職した翌日から3か月以内に就労し、就労証明書を提出すれば継続入所可能です。証明書の提出がない場合は退所となります。
また、退職した日の翌月から、保育短時間認定に変更となります。

Q2. 第2子を出産し育児休業を取得する場合は、第1子は退園しなければならないのですか？

- A. 保育の実施継続申立書、就労証明書に、勤務先で休業期間等について証明を受けて提出していただくことで、継続入所を認めています。（16ページ参照）

Q3. 年度途中で市内の他の保育所に転園することは可能ですか？

- A. 年度途中で、市内の他の保育所に転園することは、原則認められません。きょうだいで別々の園に入所している場合や、勤務地変更に伴う通園時間の大幅な増大など、相当の理由があると判断した場合は、認められるケースもあります。
なお、年度当初（4月1日）の入所に限り、転園の申込みをすることが可能です。（8～9ページ参照）

(7) その他

Q1. 保育所の見学はできますか？

- A. 可能です。ただし、事前に見学を希望される保育所へ個別に連絡をしてください。

15. 利用施設一覧

【保育所一覧表】



←ホームページからも閲覧できます。

区分	保育所名	所在地	電話番号	開所時間	
公立	若宮保育園	新田町一丁目8番38号	32-4194	7:15 から 18:15 まで	
	新居浜保育園	泉宮町7番11号	32-3624		
	金子保育園※1	久保田町一丁目3番13号	32-3091		
	高津保育園	松の木町3番12号	32-2032		
	垣生保育園※2	垣生四丁目2番25号	45-0401		
	多喜浜保育園	多喜浜五丁目4番53号	45-0362		
	東田保育園	東田一丁目甲1215番地1	41-7576		
	船木保育園	船木甲4319番地	41-6008		
	角野保育園	中筋町二丁目4番34号	41-7238		
	大生院保育園	大生院344番地1	41-7232		
				※1 次ページ参照	
				※2 仮設園舎です	
私立	朝日保育園	新須賀町三丁目4番5号	32-4647	7:00 から 18:00 まで	延長保育 19:00 まで
	みなと保育園	港町15番38号	32-3225		
	十全保育園	西原町二丁目3番12号	33-3055		
	新居浜八雲保育園	八雲町2番14号	32-5604		
	はびねす nursery school	若水町一丁目9番13号	37-3060	7:30 から 18:30 まで	
	ルンビニ乳幼児保育園	東雲町三丁目2番2号	33-2026	7:00 から 18:00 まで	
	新居浜南沢津保育園	高津町12番58号	32-9654		
	ミドリ保育園	八幡二丁目4番69号	33-3789		
	めぐみ保育園	田の上三丁目1番53号	46-1414		
	新田保育園	角野新田町三丁目12番51号	41-5401		
	泉川保育園	松原町11番15号	41-7211		
	みどり園保育所	喜光地町二丁目6番8号	41-5031		
	すみれ保育園	土橋二丁目13番16号	41-5039		
	中萩保育園	中萩町6番16号	41-7233		
	さくら乳児園	桜木町11番21号	35-1381		
	新居浜上部のぞみ保育園	中村二丁目8番49号	41-1339		
新居浜萩生保育園	萩生1091番地1	40-0422			
				延長保育 18:30 まで	

【地域型保育事業所】

名称	所在地	電話番号	開所時間	
かがやき保育園	西原町二丁目2番111号	31-5535	7:30 から 18:30 まで	延長保育 19:00 まで
かがやきぶらす保育園	久保田町二丁目4番41号	47-8728		
ぽこ・あ・ぽこ保育園	又野一丁目6番20号	47-6352		
こども園みるみる	西原町一丁目1番62号	37-1911		
ひまわり乳児園	郷三丁目16番7号	67-1281		

【認定こども園】

名称	所在地	電話番号	開所時間		
			2・3号	1号	預かり保育
認定こども園泉幼稚園	王子町4番30号	32-4088	7:30 から 18:30 まで	8:30 ~14:30 (水は11:30まで)	16:30まで
認定こども園ひかり幼稚園	山根町8番10号	44-7512		8:30 ~14:00	
認定こども園グレース幼稚園	萩生2726番地1	43-3151		10:00 ~14:00	朝7:30~10:00・ 夕18:30まで
認定こども園菊本幼稚園	菊本町二丁目1番35号	32-4689		10:00 ~14:00	18:00まで
認定こども園愛光幼稚園	西原町一丁目4番6号	32-3442		7:30から 18:30まで (R5年度は土曜保育無)	8:30 ~14:00

【幼稚園】

区分	名称	所在地	電話番号	開所時間	
				1号	預かり保育
公立	神郷幼稚園	郷三丁目8番16号	45-0170	9:00~14:00 (水は12:00まで)	
私立	シオン幼稚園	北新町4番19号	32-5624	8:30~13:30	17:30まで
	聖マリア幼稚園	繁本町8番16号	33-2577	8:30~14:00 (水は13:00まで)	
	パコダ幼稚園	松神子三丁目9番20号	46-3126	8:30~14:00	朝7:30~8:30・ 夕17:30まで (18:00までの利用は要相談)

○幼稚園・認定こども園（1号）の開所時間は、行事等により午前保育になる場合があります。また、長期休暇中の預かり保育については各園にお問い合わせください。

※1 新居浜市立金子保育園は、現在、仮設園舎で保育を行っています。令和6年4月に同じ校区内に私立保育所が新設されることに伴い、令和6年3月末をもって廃止する方針です。なお、令和6年3月に金子保育園に在園する園児につきましては、希望により、新設の私立保育所に入所できます。

16. 保育所等施設位置図



